

● 母子保健サービスの流れ

妊娠から出産、産後までお子さんの成長に合わせてさまざまな母子保健サービスを行っています。妊娠中や出産後に必要な手続きや健診がありますので、事前に確認しておきましょう。

妊娠がわかったら



妊婦健康診査



赤ちゃんが生まれたら



◆ 「妊娠届」と「母子健康手帳」

妊娠がわかったら、下記の窓口で「妊娠届」を記入し、「母子健康手帳」を受け取りましょう。その際、「母と子の保健バッグ」をお渡ししています。その中に、妊婦健康診査の「受診票」が入っています。妊婦健康診査を受診する際に必要ですので、大切に保管してください。

【受付窓口】健康会館、子ども家庭支援センター、市民課、窓口サービスセンター、連絡所（東部・西部・富士見）

※健康会館では、保健師、助産師による妊婦サポート面接を行っています。初回面接を受けた方には、ギフトをお贈りしています。

◆ 定期的に妊婦健康診査を受診しましょう。

指定の医療機関で受診をします。「母と子の保健バッグ」に入っている「受診票」に記載のある検査項目は、公費負担の対象です。都外の医療機関または助産院で受診した場合、助成金を交付する制度もあります。

*生活保護世帯または低所得のため非課税となっている世帯の妊婦が診察や検査など受診する場合、公費負担を受けることができます場合があります。詳しくは、健康会館（健康推進課）へ。☎042-527-3234

◆ 「出生届」を提出しましょう。

出産をしたら、赤ちゃんが産まれたことを届出しましょう。生まれた日を含めて14日以内に「出生届」を提出し、「母子健康手帳」に「出生届出済証明」を受ける必要があります。

【受付窓口】市民課[※]、窓口サービスセンター

※平日の開庁時間外・土曜日・日曜日・祝日に提出する場合は「夜間・休日受付窓口」でお受けしています。

◆ 各種手当の申請、忘れずに

児童手当や乳幼児医療費助成[※]等、さまざまな子育て家庭への助成・支援制度があります。忘れずに申請をしましょう。(p.49~参照)

▶ 妊婦サポート面接（初回・8か月）

安心して妊娠生活をおくり出産できるよう、すべての妊婦さんに保健師・助産師による相談や子育てサービスの紹介をしています。妊娠中であればいつでも受けることができます。詳しくは、健康会館（健康推進課）へ。☎042-527-3234

▶ 母子健康手帳

お母さんと子どもの健康を守り、妊娠から出産、そして子どもが大きくなるまでの健康状態や発育の様子などを記入する大切なものです。母子手帳アプリもあります。(→p.14)

▶ パパママ学級

パパとママがそろって参加できる「パパママ学級」を健康会館で開催しています。参加費は無料です。お友達づくりをしながら、楽しく妊娠・出産・育児の準備をしませんか？

こんにちは赤ちゃん訪問



健康診査



予防接種



◆ 「赤ちゃん連絡票」を提出しましょう。

出産後、母子健康手帳交付時にお渡しした「赤ちゃん連絡票」を乳幼児医療費助成や児童手当の申請時（p.50参照）と一緒にご提出いただくか、早め（生後14日以内）に健康会館へ郵送しましょう。

「赤ちゃん連絡票」の内容を確認して、保健師や助産師がご記入いただいた連絡先にご連絡し、ご自宅におかがいいいたします。赤ちゃんの体重測定や授乳のこと、お母さんの健康状態などの相談、市の子育て支援サービスのご案内をします。訪問でアンケートに回答いただいた方には、ギフトをお贈りしています。

◆ 産後ケア

出産後、手伝ってくれる人がおらず、疲れから体調が悪い等サポートが必要な場合、医療機関において宿泊やデイケアを利用することができます。詳しくは、健康会館（健康推進課）へ。☎527-3234

◆ 成長段階に応じた「健康診査」を必ず受診しましょう。

市（健康会館）で実施するものと、指定医療機関で実施するものがあります。乳幼児の成長を確認する大切な健診です。忘れず受診しましょう。

3~4か月児健康診査 (市で集団実施)	お子さんが3か月の月に個別に通知します。健診会場で赤ちゃんに絵本を1冊プレゼントしています。
6~7か月児健康診査	指定医療機関で受診してください。
9~10か月児健康診査	指定医療機関で受診してください。
1歳6か月児健康診査 (市で集団実施)	お子さんが1歳6か月の月に個別に通知します。
2歳児歯科健康診査 (市で集団実施)	お子さんが2歳の月に個別に通知します。希望者にフッ素塗布を行っています。
3歳児健康診査 (市で集団実施)	お子さんが3歳の月に個別に通知します。

◆ 「予防接種」、接種時期を忘れずに

ワクチンの種類によって接種時期や受け方が違います。(p.10参照) お子さんの体調、病気の流行状況を見て、かかりつけ医と相談して決めてください。「予防接種手帳」(予防接種の問診票等一式)は、生後2か月までにご自宅に郵送します。

3歳児健康診査以降は何もないの？

3歳児健康診査以降も、子どもの健康や発達について、公費（無料）で受けることができます。

- 5歳児相談 : 市内の保育園・幼稚園に通っている年中クラスの保護者にお知らせを配布します。市民の方。(p.60参照)
- 就学時健康診断 : 次年度小学校に入学するお子さんの保護者に通知します。(入学予定の小学校で受診)

